

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会

青少年保護ワーキンググループ（第2回）

1 日時 令和7年12月22日 10時30分～11時30分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

曾我部主査、石戸構成員、上沼構成員、鶴田構成員、水谷構成員、米田構成員

(2) オブザーバー

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、こども家庭庁成育局安全対策課、経済産業省商務情報政策局情報経済課

(3) 総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、中村情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、寺本情報流通常行政局参事官、田熊情報流通常行政局参事官補佐、徳江情報流通常行政局参事官補佐

4 議事

(1) 個別論点について

(2) 意見交換

(3) その他

【曾我部主査】

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の青少年保護ワーキンググループ第2回会合をこれより開始いたします。

本日は、ご多用の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。まず、議事に入ります前に、事務局から連絡事項をいただきます。よろしくお願ひします。

【田熊情報流通常行政局参事官補佐】

事務局でございます。まず、本日の会議につきましては公開とさせていただきますこと、ご了承いただければと思います。

また本日、構成員6名全員のご参加となっております。

続きまして、ウェブ会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声および資料投影となり、傍聴者は発言ができない設定としております。また、記録のため録画をさせていただいております。構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発音時以外はマイクをミュートにして映像もオフにしていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際には、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て曾我部主査から発言を指名いただく方式で進めます。ご発言の際には、マイクと映像をオンにしてご発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。その他、チャット機能で隨時事務局や主査宛にご連絡をいただければ対応させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料2-1および2-2の計2点でございます。万一、お手元に届いていない場合がございましたら、事務局までお申し付けください。事務所からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。そうしましたら、本日の議事に入りたいと存じます。本日の議事は、まず（1）としまして、個別論点について、（2）としまして、意見交換、それから（3）としまして、その他となります。まず、議事の（1）でございますが、個別論点ということで、こちらの資料2-1、2-2がありますので、こちらについてまず事務局の方からご説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

【田熊情報流通常行政局参事官補佐】

事務局でございます。

先ほど曾我部主査からご説明がありましたとおり、個別論点について、資料2-1と2-2についてご説明させていただきます。まず、資料2-1、個別論点ごとの議論についてです。

「(1) 新たなリスクへの対応について」ご説明いたします。こちら、前回の第1回資料で大項目の論点、(1)から(4)までをお示ししたうちの(1)でございます。そのうちの、四角囲み、「発信リスク」と「有害広告」について、前回の第1回でご提示させていただいたところですが、黒色と灰色に分けておりまして、前回の第1回でご発言があった部分が濃い黒色、特段ご発言がなかったところは灰色ということで色を分けております。また、前回の第1回でご発言いただきました内容は、四角枠の下側、オレンジ色のところで記載している通りです。各構成員からご発言いただきました内容を踏まえた関連資料・補足資料につきましては、資料2-2で後ほどご紹介させていただきます。まず、「(1) 新たなリスクへの対応」、発信リスクについてでございます。ご発言いただきました1つ目のとおり、セクストーション、ディープフェイクポルノといった問題についても、背景に置いて議論すべきではないかといったご意見ですとか、4つ目のSNSを一律に禁止することは現実的ではないといったご指摘ですか、その下の通信事業者によるフィルタリングだけでは効果は期待できないといった言及があったところでございます。資料2-2において、OS事業者やSNS事業者の取組について整理したものを、後ほどご紹介させていただきます。

続きまして、(2)の「発達に応じた保護について」でございます。こちらは、年齢に応じた教育について検討が必要ではないかというご指摘がございました。フィルタリングやOSによる年齢区分のほか、SNS事業者が独自に取り組んでいる内容もありますので、こちらもまた資料2-2でご紹介させていただきます。

続きまして、「(3) フィルタリングを含む閲覧防止策について」です。そのうち、ご発言があったところがフィルタリング以外の保護策についてでございます。1つ目、リスクが多様化し、依存、メンタルヘルス、オンラインカジノの問題が新しく生じているといった状況ですか、(1)の再掲でございますけれども、フィルタリングだけでは効果が期待できないですか、各アクターが果たすべき役割と、現在の法的規律とのアンバランスが生じているのではないか、生成・発信の安全設計や発達支援のバランス設計も考えていかなければならぬのではないか、といったご指摘があったところです。この辺りも、各事業者、特にOS事業者、SNS事業者の取組について、資料2-2でご紹介をさせていただきます。

最後に(4)でございます。こちらは、プラットフォーム事業者における自主的な取組の促進についてです。各取組を促進することは、非常に重要ではないか、安心安全と情報アクセスなどについての指標を作るべきではないか、有益な広報や啓発活動についての知見を集積していくべきではないかといったご発言がありました。こちらにつきましても、各事業者の取組について、資料2-2でご紹介をさせていただきます。資料2-1は以上です。

続きまして、資料2-2「青少年保護の取組状況等について」ご紹介いたします。まず、1ページ目でございます。こちらは、第1回資料の再掲となります。改めまして、青少年に

よるインターネットトラブル傾向についてご紹介いたします。前回説明していますので、簡単にではございますが、まず左上、ネット上でのいじめの状況です。棒グラフにあります通り、ネット上でのいじめの状況というのは増加傾向となっております。また、右側の棒グラフに移りまして、SNSに起因する事犯による被害についてです。薄いオレンジ色が総数であり、総数自体は減少傾向ではあるものの、濃いオレンジ色部分の総数のうちの重要犯罪につきましては、反対に増加傾向となっています。右下は、SNSに起因する事犯のうち、何がトリガーとなって発生したかというものを示したもので、全体の72.1%が、被害児童が最初に投稿したことによる起因として事犯に繋がったといったデータが出ております。ここからも見て取れるとおり、発信リスクについては、きちんと対応が必要ではないかと考えております。

続きまして、アンケート結果で、どのようなトラブルに遭遇しているのかを示したもののが2ページです。横向きの棒グラフにあります通り、一番上の「使いすぎ」がトラブルとして多くなっている状況です。また、上から3つ目以降になりますが、「有害サイト・画像の閲覧」、「誹謗中傷・いじめ」、「見知らぬ人からの誘い」といった、いわゆるコミュニケーションを取るときにトラブルが発生していることがアンケート結果から見て取れる状況です。

続きまして、青少年の利活用に関する保護策について、簡単にイメージとしてまとめたものでございます。まず左上がOS事業者でございまして、例示として、課金への保護機能を掲げておりますけれども、それ以外にも利用時間や閲覧制限も可能といった保護機能を提供している状況です。右上は携帯電話事業者によるフィルタリングサービスです。閲覧防止が主目的であり、利用時間の制限なども可能となっている状況です。左下は家庭内ルールの設定についてです。フィルタリングの継続使用は保護者の意識の問題に関わってくるのではないか、保護者の意識改革としてリテラシーの向上も必要ではないかと考えております。右下は発信リスクへの対応ということで、SNS利用者による取組です。諸外国の状況は後ほどご説明いたしますが、法規制による年齢制限が検討されている状況であります、SNS事業者による取組状況については、後ほどのスライドでご紹介をさせていただきます。

次のページからは、各事業者の取組についてのご紹介です。4ページがOS事業者と携帯電話事業者の保護機能についてです。左側は、OS事業者が提供する主なペアレンタルコントロール機能となります。利用時間の把握や制限、アプリの使用制限をOS事業者がペアレンタルコントロール機能として提供している状況です。右側は、携帯電話事業者が提供しているフィルタリング機能であり、有害サイトの閲覧制限を行うサービスを提供しております。

次の5ページから8ページまで、4スライドは、構成員限りの情報としております。青少年のスマートフォン利用における技術的な保護策の現状ということで、5、6ページがiOSの場合、7、8ページがAndroidの場合で分けております。それぞれフィルタリング、課金制限、利用時間制限、位置情報、発信リスク、その他機能についてまとめておりますが、こちらの内容は構成員限りとしておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、ご説明させていただきましたが、OS事業者や、携帯電話事業者が対応している技術的な保護策、どんなリスクに対応しているのかといったものをまとめた資料が9ページです。点線から上がWebを閲覧する場合、点線から下がアプリをダウンロードした場合の大きく2つで区分しております。Webを閲覧する場合は、これまでにもご説明してきましたおり、フィルタリングサービスにより、有害サイトの閲覧について制限しています。続きまして、点線下側のアプリをダウンロードした場合についてです。アプリフィルタリングによって、青色枠の部分にある「年齢に適さないアプリの利用」に関するリスクについて対応している状況です。またその右側、アプリをダウンロードしますと、例えばSNS、ゲーム、動画、勉強などの各サービスのリスクとして、「使いすぎ」、「課金」などのリスクがあります。それぞれの内容につきましては、「利用時間の制限」、「課金の制限」によりリスクへの対応ができていると考えております。他方、さらにその右側の「1対多」と「1対1」へのリスクについては、未対応な部分があると考えております。「1対多」、プラットフォーム上への投稿や投稿を閲覧する場合のリスクとして、「有害情報の閲覧」、「中毒性のあるコンテンツの視聴」、「個人情報の発信」が挙げられます。「1対1」、いわゆるダイレクトメッセージなどのやり取りにつきましては、「いじめ・誹謗中傷」、「誘い出し」、「セクストーション」が挙げられます。繰り返しになりますが、こちらは、OS事業者やキャリアの取組について、使用形態とリスクで整理したものです。他方、各SNSサービスで、様々な青少年保護機能が出てきていると考えておりますので、次のページ以降でご紹介いたします。

10ページ、先ほど紹介した4つの保護イメージのうちのSNSサービスについての説明となります。11・12ページ、「プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組」として、主に青少年が多く利用しているSNSサービスであります「LINE」、「X」、「Instagram」、「TikTok」、「YouTube」の5サービスについてまとめたものです。横に見ていただければと思いますが、上から2つ目、「利用者の年齢登録方法」についてです。LINEにおきましては、携帯電話事業者の利用登録の情報をもとに登録しております。他の4サービスにおきましては、各サービスのアカウント作成時に生年月日を入力するといった差異があるところです。上から3つ目「保護機能が適用される年齢」は、5サービスともに17歳以下に適用されております。続いてその下、「年齢による機能の制限・追加」は大きく2つに分けていまして、1つ目が「デフォルトで適用される保護設定」です。各サービス様々な取組がなされているところ、例えばXとInstagramにおいては、「不適切なコンテンツの非表示」を実施しております。また、TikTok、YouTubeにおいては、「ライブ配信の制限」がデフォルトで適用されている保護設定となります。続きまして、「青少年に配慮したインターフェース設計」についてです。LINE、Xにおいては、受信する場合の警告の表示があり、Instagramにおいては、発信する場合に警告の表示がされるなど、事業者によって一部異なるところがあります。「ペアレンタルコントロール機能」については、事業者によって濃淡があり、例えばInstagram、TikTok、YouTubeにおいては、「アクティビティの確認」、「利用時間の制限設定」、「閲覧するコンテンツのコントロール」の機能が設けられています。

続きまして、13ページでございます。諸外国ごとの法制度として、EUとイギリス、アメリカのユタ州、カリфорニア州、テキサス州、ニューヨーク州の特徴のある4州の状況を

掲載しています。例えば、EUとイギリスにおいては、年齢確認については推奨されているという状況であり、アメリカのユタ州とテキサス州においては、年齢確認や保護者の同意を取得しているという状況でございます。また、「違法有害情報」、「中毒性のあるコンテンツの閲覧による依存」、「不適切な発言」についても、各国ごとに異なる制度が設けられています。なお、先ほど各SNSの保護策についてご紹介いたしましたところ、日本と諸外国で各事業者における各サービスの保護内容が一部異なるようですので、第3回会合以降でご紹介できればと考えております。また、一番下の記載のとおり、青少年の年齢制限導入を検討している国地域をまとめしております。

続いて14ページ、オーストラリアにおける改正オンライン安全法の概要についてです。1行目にはあります通り、今年の12月10日から全面施行となって適用開始となり、16歳未満のSNSの利用を禁止しております。また、16歳未満の利用者がアカウントを持つことを防止するための合理的な措置を講じることをSNS事業者に義務付け、違反した場合には最大約50億円の罰金が科され、年齢確認方法は各事業者に委ねられる、という内容となります。規制対象は記載のとおり10サービスであり、ゲームやメッセージアプリ、教育などのサービスについては規制の対象外となっております。

また、12月10日の全面施行を踏まえた国内外の反応を簡単にまとめております。「立法の経緯」としては、子どもがSNSでいじめに遭い、それを苦に自殺をしたことを受け、保護者が規制強化を求めたことが背景となっています。また、子どもの利用を一律禁じることは世界で初めてであり、世界的な潮流になるかが注目されているといった記事がございます。

続いて、「世論」についてです。BBCの記事において、オーストラリア内の世論調査においては、今回の禁止措置について保護者の間では高く支持されている、他方、複数の専門家からは、規制をすり抜けてしまうのではないか、年齢確認技術を欺くことや、他の安全性の低いサービスに移行することの懸念が示されています。また、今回の法改正を踏まえ、10代の多くにおいては失望しているといった記事も出ております。

次に「年齢確認」については、施行日に先立って16歳未満となるアカウントを閉鎖し始めたが、年齢誤認も相次いでいる、こどもたちが回避先として登録しているとみられ規制当局も動向を注視している、16歳未満かどうかを見分ける技術にも課題が残っているといった記事が出ています。「事業者の対応」では、先ほどご紹介した通り最大50億円の制裁金が科されるといった状況で、各事業者は法の趣旨に賛同しているものの、実効性には疑問を呈しているといった記事も出ています。また、規制対象の10サービスのうち、Redditを提供している事業者においては、オーストラリア政府に対する提訴をしております。

最後に、「人権団体の意見」です。ユニセフとアムネスティ・インターナショナルにおいては、子どもの表現の自由や知る権利を基に、今回の改正について反対の立場を表明されています。

続きまして16ページは、国内の動きとして愛知県の豊明市の状況となります。第1回会合でご説明した通りですので、割愛させていただきます。

次のページ以降、ただいまご説明させていただいた内容より詳細な説明でございます。各OS事業者のサービス内容ですとか、SNS事業者のサービスは21ページ以降となります。また、26ページ以降が諸外国ごとの法制度の内容です。1点、36ページ、37ページについてご紹介いたします。「スマホ法施行に伴う総務省の周知対応」です。1行目の通り、今年12月18日に、公正取引委員会が所管するスマホソフトウェア競争促進法が全面施行され、これに伴い、スマートフォンにおいてチョイススクリーン、選択画面の表示が開始されました。表示のタイミングは、OSなどによって異なります。ブラウザや検索エンジンを選択する画面が表示されるところ、2つ目の黒四角にあります通り、年齢に関わらず表示され、フィルタリングサービスの対象となるブラウザを再設定するなどの手続きが必要になる場合があります。総務省においては、公正取引委員会と協力いたしまして周知活動を実施してきたところです。例えば、携帯電話事業者各社に対してポスター・リーフレットを配布し、キャリアショップの店頭で掲示いただいている。また、保護者の方にご理解いただく必要がございますので、PTA関係団体に対して協力を求める事務連絡を発出しております。37ページはスマホ法に伴うチョイススクリーンとそれぞれ各社が提供しているフィルタリングサービスについて1枚でまとめております。詳細は割愛しますが、4キャリアともに、提供されているフィルタリングサービスのブラウザが使えなくなる場合があります。どのような場合にフィルタリングのブラウザが使えなくなってしまうのか、その場合の再設定方法について記載しております。資料2-2の説明は以上です。

ただいまご紹介いたしましたとおり、まず資料2-1が各構成員の皆様からのご発言、資料2-2でそれに関連する説明でございました。改めまして、資料2-1に戻りまして、この後ご議論いただきたいことについて申し上げます。例えば、「(1)新たなリスクへの対応について」は、1つ目のご発言で「新しい責任と保護領域」とありますとおり、OS事業者やSNS事業者に何を求める必要があるのか、また、3つ目の「レコメンドやアルゴリズム」といった機能があることを前提に、新たなリスクの対応を考えなければならないといったご発言を踏まえてご議論いただければと考えてございます。続いて、「(2)発達に応じた保護について」です。「ICTリテラシー教育については、年齢に応じた教育について検討が必要」ではないかといったご発言がございましたところ、年齢に応じた効果的なアプローチとしてどのようなものが考えられるのかについて、ご議論いただければと考えてございます。なお、リテラシーそのものにつきましては、リテラシーについて専門的に扱う別の会議体がございますので、今後のリテラシーの効果策などについては、そちらの会議体でご議論いただければと考えております。また、「(3)も先ほどの(1)にかなり関連する論点ではございますけれど、様々なリスクの多様化を踏まえ、OS事業者やSNS事業者にどのような対応を求めていく必要があるのかについて、特にご議論いただければと考えております。事務局からの説明は以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。そうしましたら、議事(2)の意見交換に移りたいと思います。ただいまの事務局のご説明、それから資料2-1および2-2の内容につきまし

て、構成員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。チャットの方でお知らせいただければと思います。

場つなぎで私から、コメントさせていただくと、SNS事業者に関しては、例えばアメリカなどでは、訴訟が相次いでおり、全米訴訟件数は2,000件に上っているといった報道もあつたところです。日本では、私の知る限り、青少年保護が不十分だということに関連して、SNS事業者を相手取って訴訟を提起するということは、報道ベース含めて承知していないところですけれども、やはり訴訟に至らないとしても、一定の問題が生じているのではないかというふうに思いますので、まずその実態把握というのが重要なのかなと思います。最後、田熊補佐がおっしゃったアルゴリズムですか、レコメンダーに関しても、その点と関係すると思いますので、やはりSNS事業者の責任というものをより緻密に考えていく上でも、実態把握が必要ではないかなと思いましたということを1つコメントとして申し上げたいと思います。

水谷構成員から発言いただけるということですでのお願いいたします。

【水谷構成員】

ありがとうございます。まず私からは、参考資料の方でまとめていただいた、各国の既存の制度についてコメントさせていただきます。ここに載っているものを見てみると、大体4種類ぐらいの仕組みを組み合わせていると思います。1つは、大半の国がやっているものですが、年齢確認です。それから、ペアレンタルコントロール。保護者の同意を取るという方法ですね。もう1つ、資料の中だとニューヨーク州がそのような規制を設けていますけれども、私が常々申し上げているようなアルゴリズムとか、あるいはユーザーインターフェース、アーキテクチャーによるリスクに対応するような規制の方法がある。最後に、EUとかイギリスで行われている、リスクアセスメントという形。大体この4つのうちのどれかをそれぞれ組み合わせるというような形で規制が進んでいくように見受けられます。制度設計のときに、必ず海外のものを参考にする必要はないと思いますけども、日本もこういった仕組みの組み合わせを念頭に置いた方が、議論しやすいかなと思いました。

2点目のコメントは、今日の個別論点でいうと、(2)に関係すると思うところですけども、先ほど参考資料でもあげていただいたように、各事業者のみなさんは、既に子どもに対する安全設計みたいなものを、独自にやられていると思います。ただ、私が気になっているのは、現状、例外はあれど、多くの事業者はサービスを13歳以上が利用できるということで、利用規約でそのように書いてあると思います。この点、YouTubeではYouTube Kidsみたいな児童向けサービスがありますけれども、他方でそうしたサービスがない事業者においては、あくまで13歳以上のこどもたちを念頭に、安全設計を提供していただいているように見受けられます。これは逆に言えば13歳より下の、利用規約では本来、そのプラットフォームを使ってはいけない、理論上は使っていないことになっている。そうした低年齢の児童の層に対する保護措置として何かしていただいているのか。想像ですが、そこは実はセキュリティホールのような形になっているのではないかと危惧しています。つまり各社とも利

用規約で13歳というラインを定めた上で、年齢確認も各社それぞれやられていると思いますけども、正直なところ、抜け穴が非常に多いと思っております。そうすると、実際には13歳、その利用規約の年齢制限以下の低年齢層のこどもたちも、各社のプラットフォームを自分で利用している場合があるわけです。そして、あくまで事業者が13歳以上のこどもたちを主眼に入れて安全設計をしている以上、それ以下の年齢のこどもたちは、保護設定とかそういう安全配慮がきちんと設計のなかで実装されていないのではないかということを危惧しております。この点は、各事業者からすると、それは保護者の責任でしょうと、要するに、保護者が、13歳より下は、ソーシャルメディアは本来、利用規約上使っちゃいけないのだから、各家庭でそういうものは使っちゃいけないというふうにやってくださいねという話なのかもしれません、やはり、これだけ当たり前のように、ソーシャルメディアがこどもたちの間にも普及しているという状況で、それを保護者の責任に帰してしまうことが本当にいいのかということも懸念しております。なので、こうした安全配慮の抜け穴になっている層をどう保護すべきかについて少し議論する必要があると思います。

3点目を申し上げると、各社ともに、設定をいろいろ出してくださっていると思いますが、安全設定を、どれぐらい実際に利用されているのか、利活用されているのかという点についても、もっとしっかりと把握する必要があると思います。設定を提供しているので、あとはもうユーザーの責任でというようなことっていうのが、本当にそれでいいのか。そういう点についてすごく意識の高い保護者やご家庭では、そういった設定をきちんとやりましょうという話になるのかもしれません。ただこの設定は各社ごとにバラバラで、すごく複雑ですよね。なので、行動経済学の分野でもナッジの議論でもよく言われていますが、多くのご家庭で場合によってはデフォルトのまま初期設定のままになっているということが実はあるのではないか。そう考えると、こどもたちが使っている場合のデフォルト設定がどうなっているのかというところも、調べていただく必要があるのではないかと思っているところです。私からは以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。各社いろいろ工夫はされているけれども、実効性がどうなっているのかというようなことをご指摘いただいたのかと思います。事務局の方で、今のご発言、ご質問について、ひとまずご対応いただける部分があればコメントいただきたいですがいかがでしょう。

【田熊情報流通行政局参事官補佐】

事務局でございます。ご指摘いただいたところは、今後検討していきたいと思います。次回以降で、ご提示できるように準備を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では、続きまして石戸構成員お願ひいたします。

【石戸構成員】

ありがとうございます。この分野議論は長年続いてきたテーマであるがゆえに、毎回「今この場で何が求められているのか」がわかりにくくなることがあり、その点を踏まえて全体に関するコメントを申し上げたいです。

今回の資料を拝見し、これまで議論されてきた論点と、今回新たに提示されている論点の違いが、やや見えにくいなと感じました。青少年保護、フィルタリング、年齢確認、リテラシー教育、事業者の自主的取組という論点自体は、これまで繰り返し議論されてきたものだと思います。一方で、今回の資料では、リスクの深刻化や事例の蓄積はよく示されているものの、「何が質的に変わったのか」「従来の議論で十分に扱えてこなかった新しい問は何か」といった点が必ずしも明確になってないように感じています。そのため、従来の枠組みでは対応できなくなっている点がどこにあるのか、何をこれまでの延長として扱い、何を改めて設計しなおす必要があるのか、そして、最終的に本ワーキンググループとして何を変えたいのか、制度なのか、運用なのかを、もう一段明示的に整理した上で議論を進めたほうがよいのではないかなと思いました。そうでなければ、「重要ではあるが結論が出ない議論」を繰り返す場になってしまふ懸念があると思います。その意味で、本ワーキンググループとしての新しい問い合わせ到達点を明確化していただきたいです。

その上で、私自身は、社会が大きく変化したポイントとは主に2つあると考えています。1つは、前回も申し上げたとおり、生成AIの登場です。生成AIの普及により、子どもは単なる閲覧者ではなく、容易にコンテンツを生成し、発信できる主体になりました。こうした変化を踏まえると、発信・生成の安全設計という視点から、事前に総務省にもお伝えしましたが、青少年が結果として加害者となってしまっている事例についても、実態調査が今後必要ではないかと考えています。

2つ目は、GIGAスクール構想による一人一台端末の明確な普及です。これは単なるICT利活用というだけではなく、子どもたちが常時デジタル空間と接続することが前提となった社会的な変化だと捉えています。GIGAスクール構想によって端末を持つことで何がどのように変わったのか、そして何を、どこまで、誰が守るのかについては、改めて整理して議論してもよいのではないかと考えています。

一方で、継続的な論点としては、リテラシー教育が長期的には最も重要であるという認識は、行政、学校、事業者の間で、概ね共有されていると思います。しかしながら、例えば交通安全教育のように、全国一律に、必修で、体系的かつ継続的な学習機会が担保されているかというと、そこには依然として大きなギャップがあるのではないかと感じています。その点をどのように解消していくのかは、今後も重要な継続論点ではないかと考えています。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。今のご指摘について事務局いかがですか。

【田熊情報流通行政局参事官補佐】

事務局でございます。石戸先生ありがとうございます。ご指摘いただいたところ、きちんと整理して、また次回の会合でお示しできればと考えてございます。以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。啓発については、確かにずっと継続してやってきてていることで、その重要性というのも、当然あるわけですけれども、もちろん啓発の内容について、最後におっしゃったような、より体系的かつ統一的な教育の必要性、全体としての格上げみたいな話もあるでしょうし、内容面でもリスクが多様化している、発信に関わる問題も含めたリスクの多様化に応じて、啓発の内容もアップデートしないといけないというようなところで、啓発に関する課題も多々あるところで、それに関して、今回の構成員でも、啓発の専門家にもお入りいただいているというところですし、先ほどありましたように、別なところでも議論するというところですので、引き続き、論点を整理した上で、改善すべきポイントを明確化していくというのは、大変重要なと思っております。他方で、このワーキング全体としては、啓発にとどまらず、やはり法的な枠組みといいますか、事業者側含めた枠組みを考え直す必要もあるかなというところで、そこは明確に新しい課題と思っておりまして、いろいろ渾然一体となっております。今はフリーディスカッションの段階であり、もう少し整理した上で、議論を進められればと思っておりますので、またよろしくお願ひいたします。

上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

私の方からは、資料2-1で出していただいた個別論点の点と、資料2-2の日本特有の論点で1点ずつお話をさせていただければと思います。新たなリスクへの対応ですが、私は、こここのところずっと発信系が問題だと申し上げているわけですけれども、新たなリスクへの対応として、これとは別に実際のサービスのリスク評価もいるのではと、資料2-2を見て思いました。なぜかというと、資料2-2の11ページにおいて、レーティングが、App StoreとGoogle Playで相違があるということが明確になっています。12ページのTikTok、YouTubeは12歳と13歳なのであまり気にならないのですが、11ページのLINEは、Appleだと13歳、Googleだと3歳となっており、両方で差がありすぎるのではないか

と思います。X も Apple だと 16 歳、Google だと 12 歳になっています。OS が異なるスマートフォンであっても、同じサービスにつながる以上は、OS によってここまでレーティングが変わるのは合理的ではないと思います。なので、この辺のリスクの分析について考えないといけないと思いました。この点ですが、Google Play は IARC のレーティングを採用しており、IARC に日本の団体が加盟していないため、北米基準が適用になっていますが、そのためにこういうずれが生じているのかもしれませんとは思いますけれども、このような同じアプリについてのレーティングのズレは、サービスそのもののリスク評価として考えていく必要があると考えます。

もう 1 点、日本特有の論点というか、ご説明いただいたスマホ法についてのお話ですが、36 ページでチョイススクリーンについてのご説明をいただいたのですが、できれば、例えば、チョイススクリーンでどれを選んだらいいですかという Q に関して、エンジンの特徴について説明が表示されるところで、本当は、青少年保護を重視するのであれば、何が適切なのか、そういう推奨に関するものもきちんと情報提供があるといいと思いました。スマホ法の関係でいうと、なかなか青少年保護に関する情報が入ってこないのが気になっています。もともと代替アリリストアで配布されるアプリのコンテンツ内容に関しても、Apple が行うという話だったのが、どうもしないらしいとか、その辺りも気になるところですが、そういう情報が出てこないこと自体が、青少年保護に関する関心の低さ（という言い方をしていいのかどうかわかりませんが）、を表しているのかもしれませんと思ったので、その 2 点についてのコメントです。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。今のご発言について、事務局の方でいかがですか。

【田熊情報流通常行政局参事官補佐】

事務局です。まず、1 点目が、資料 2-2 の 11 ページ、12 ページのところかと思います。レーティングの違いというところでございます。それぞれのリスク評価ということでございますが、進め方、ご相談させていただきながら検討していきたいと思いますので、また次回以降、何かしらご提示できればと考えてございます。また、2 点目のフィルタリングのチョイススクリーンの関係は、別の担当がおりますので、担当の者から発言させていただきます。

【徳江情報流通常行政局参事官補佐】

回答させていただきます。先ほど、上沼先生からご指摘がありました、青少年はどのブラウザを選んだ方がいい、といった案内があった方が良いのではないかというご指摘ですが、やはりスマホ自体が、選択の機会を保障することにより事業者間の競争を促進するという

趣旨で設けられたものでございます。そのため、これを選べ、これを選んだ方がいいという言い方は、なかなか難しいということを、まず1つ申し上げたいと思います。その上で、先生の問題意識は、スマホ法の施行後にも適切に青少年が保護されるべきということだというふうに理解しておりますところ、我々としては、資料にもございますように、PTA向けにフィルタリングの再設定が必要となる可能性があるという案内を出すであるとか、また公正取引委員会のホームページのよくある質問の中に、現在はないですが、フィルタリングに関する一般的なQ&Aを追加することについて公取と現在調整中でございます。また、キャリアショップの店頭で、青少年の利用者がフィルタリングを引き続き適切に利用できるように、こういった対応をしてくださいというようなマニュアルを店員向けにお配りするなどして、スマホ法が施行された後でも、フィルタリングサービスが適切に継続して利用できるようになります。我々としても周知、広報、対応を進めているところでございます。スマホ法はまだ施行されたばかりで、どういった影響が出てくるか現在注視しているところでございますので、引き続きフィルタリング、また、青少年の保護という部分をしっかりとやっていければと考えています。Appleの部分ですが、こちらについては、我々は全く存じ上げないところですが、公取にも確認しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。上沼先生、今のお答えについてなにかありますでしょうか。

【上沼構成員】

情報が入ってこないということは、よくわかったというか、みんな情報がないというのはよくわかりました。が、そういうところ自体が心配だったというか、その辺の意識が共有できるといいなと思いました。ありがとうございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。スマホ法は、確かに選択の機会を保障するということではありますが、やはり例外事由として、青少年保護も挙げられているわけですから、青少年に関して、一方的に選択の自由を促進するという話にはならないはずで、青少年に関しては、一定の特別な対応がスマホ法を前提として、求められるのではないかとは思います。とりわけチョイススクリーンに関しては、従来、環境整備法で、フィルタリングサービスを利用することになっているわけですから、この選択に関わって、いつの間にかフィルタリングが外れてしまうというようなことは、不適切ではないのかなと思われます。やはり選択の価値を、一辺倒に強調するのではなく、この施行に伴う、このスマホ法を施行に伴う青少年への影響というのは、トータルとして、ウォッチしていく必要があるのかなとは思っておりますし、あと、レーティングに関しては、今回、昨年来の青少年保護のスキームの見直しに関して、

SNS事業者でありますとか、今までターゲットになってなかつたファクターの責任ということを議論しているわけで、その中でSNSの事業者について、焦点が集まっていますけども、アリストアに関しても、そういったものとして、一定の関心が払われるべきだと思いますので、この辺りも今後掘り下げていただけるとありがたいかなと思います。では、米田構成員お願ひいたします。

【米田構成員】

ありがとうございます。資料もありがとうございました。重複する部分は割愛しつつ、私からは大きく3点（あるいは2つの軸）でお話しします。

第一に、青少年の「発信者・加害者側」になるリスクについてです。上沼構成員や石戸構成員からもお話があったとおり、私も青少年が自ら発信し、意図せず加害者や拡散者になってしまふ側面を非常に重く見ています。現在、教育現場では「自己責任」という言葉で語られがちですが、それを個人の資質だけに委ねるのではなく、発達段階に応じた年齢制限やフィルタリングといった「保護の仕組み」を、いかに実効性のある形で制度や資料に盛り込んでいけるかが重要だと考えています。

第二に、事業者と教育現場の橋渡しについてです。本日提示いただいた事業者の皆さんの先進的な取り組みは、残念ながら小中学校の現場にはまだ十分に浸透していません。先生方によって知識や現状認識に大きな差があるのが実情です。こうした事業者の対策を教育現場へ周知徹底し、さらに連携を強めていけるような「具体的な仕掛け」を、ぜひこの枠組みの中で検討していきたいと考えております。

【曾我部主査】

ありがとうございます。こちらも事務局の方でもし何かリプライがあればお願いします。

【田熊情報流通行政局参事官補佐】

事務局です。米田先生、ありがとうございます。どういった対応が出てくるかと、自己責任など、ご発言あったかと思いますけど、そのあたりについてもしっかりと、総務省側で今後も、議論を進めていきたいと考えております。以上です。

【米田構成員】

あとリテラシーのところは、別のところであるということですが、そこはそこで、知識技能的なところは、しっかりと求めていきながらと思っております。そことうまく連携していく

ながら、一緒に抱き合わせで、特に学校現場の方が、セットで落としていくっていうのは、ポイントになるのかなと思います。あと、次の学習指導要領が、特に情報活用能力がかなりメインできているので、その活用能力、リテラシーっていうところは、もう一緒だよというところをもっていってもらえばと思います。よろしくお願ひします。

【田熊情報流通行政局参事官補佐】

ありがとうございます。ご指摘を踏まえて、検討を進めてまいります。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では次に、鶴田構成員をお願いいたします。

【鶴田構成員】

ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。今、米田先生がおっしゃってくださいましたところと重なるところがあるのですが、カリキュラムで青少年のICTリテラシー教育に関わるところでは、私も全ての知れているところではないですが、様々な研究をされている先生方ですとか、また、文科省等が研究モデル校として指定されている学校さんなどが、おそらく先進的だったり、モデル的なカリキュラムなどを開発されておりますので、どちらかというところはもちろんあるかと思いますが、そういったものを横に並べたりしながら、こちらとしても、もし可能であれば、そういったカリキュラムとか、リテラシー教育のあり方のたたき台みたいなものを提案できるというところも、1つできたらなというふうに考えております。また、先生方の知識にもというところがございましたが、私が研究で関わっているところでも、もちろん先生方もそうなのですが、保護者の方、皆さんの方もそういったところを感じておりますので、YouTubeがいいかどうかというところはもちろんありますが、お忙しい親御さんもたくさんいらっしゃるかと思いますので、例えば、啓発活動にお越しいただいてというのは、なかなか時代的に難しいところもあるかもしれませんので、例えば、YouTubeとか、そういう動画とかで、仕事の行き帰りとか、そういったときにここでご議論していることとか、また啓発のことなどが簡単に見られるようなプラットフォームみたいなものも、検討していくのもどうかと思いながら、先生方の発言拝聴させていただきました。以上になります。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。こちらも事務局の方からもしありましたらお願ひします。

【田熊情報流通常行政局参事官補佐】

事務局です。鶴田先生ありがとうございます。文科省の動きも把握しながら、検討する必要があると考えております。また、石戸先生からもGIGAスクールの話がありました通り、しっかりとウォッチできればと考えております。ありがとうございます。

【曾我部主査】

構成員の皆様から一通りご発言いただいたかと思いますけれど、もしさらにございましたら、いただければと思いますがいかがでしょうか。そうしましたら、質疑は以上とさせていただきます。1点だけ私からコメント、今映っているところで言うと、利用者年齢登録方法に関して、多くの事業者で、自己申告だということになっておりますけれども、これは水谷先生からのコメントにもありましたとおり、機能制限等々の前提として、年齢確認の問題というのがありますので、こちらについても、自己申告、一辺倒でいいのかというようなところも検討できればいいのかなとは思います。

米田先生お願いします。

【米田構成員】

現在、国が進めている「リーディングスクール」や、高校での「DXスクール（DXハイスクール）」といった枠組みがあります。こうした既存の仕組みと本日の議論をうまく連動させることで、小学校・中学校・高校まで一貫した対策が展開できると考えています。以上です。

【曾我部主査】

ご補足ありがとうございます。その他よろしゅうございますか。では、特にご発言ないということであれば、予定の時間が参りましたので、質疑については以上とさせていただきます。では、最後、質疑以外も含めて全体を通じて、構成員の皆様方から何かありましたらいただければと思います。特になければ、最後に事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

【田熊情報流通常行政局参事官補佐】

事務局でございます。次回会合につきましては、追って日程についてご連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございました。そうしましたら、以上をもちまして、青少年保護ワーキンググループの第2回会合を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。